

様式 - B

用語	水防警報	量水標管理者	水防計画	水防協議会
よみ	すいぼうけいほう	りょうすいひょうかんりしゃ	すいぼうけいかく	すいぼうきょうぎかい
根拠法	水防法	水防法	水防法	水防法
実施者	国土交通大臣、都道府県知事	国土交通大臣、都道府県知事、気象庁、電力会社、J.R、農林水産大臣	都道府県、指定水防管理団体	都道府県、指定水防管理団体
対象者	水防団	国土交通省、気象台、都道府県、水防管理団	水防団	
解説	<p>河川、湖沼または海岸で洪水や高潮による損害が生じるおそれがある場合に発表される。国土交通省または都道府県が、水防管理団体の水防活動に指針を与えるために発表する。一般的に、待機、準備、出動、警戒、解除の警報種類がある。個別の河川等毎に、現況の水位の段階に応じて発表される。</p>	<p>量水標とは水位計及び潮位計であり、これら施設の管理者を量水標管理者という。都道府県知事は、気象予報の通知を受けた場合において、量水標管理者に通知しなければならない。量水標管理者は、都道府県の水防計画に定められた「通報水位」をこえたときは、国土交通省、気象台、都道府県、水防管理団体に通知しなければならない。量水標管理者は、「警戒水位」を越えるときは、水位の状況を公表しなければならない、とされている。</p>	<p>都道府県知事が、水防事務の調整及びその円滑な実施のために定める計画を水防計画という。また、指定水防管理団体の長は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。水防計画には、以下の内容を定める。水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体同士における協力及び応援、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用。</p>	<p>都道府県及び指定水防管理団体が、水防計画の内容その他水防に関し重要な事項を審議するために、必要に応じて設置するもの。水防協議会の会長は、都道府県が設置するものは知事、指定水防管理団体が設置するものはその水防管理者である。委員となる者は、以下のとおりである。河川管理者、気象台、消防、警察、自衛隊など関係行政機関の職員、水防団、通信会社、電力会社など水防に関係のある団体の代表者、学識経験のある者</p>
注意すべきポイント (防災上の注意すべき点)	水防団は、この情報をもとに水防活動を行う。		都道府県知事及び指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定めることを義務づけられている。また、水防計画は、毎年検討を加え、必要なときは変更しなければならない。	
その他	国土交通大臣また都道府県知事は、水防警報を行う河川、湖沼及び海岸の区間を事前に指定する。これを水防警報指定河川(湖沼、海岸)という。国土交通大臣は、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがある河川等を指定する。都道府県知事は、それ以外の河川等で、洪水又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある河川等を指定する。	量水標管理者は、行政機関ばかりでなく、電力会社や農林水産省なども含まれている		水防協議会の組織に関する規定が水防法に定められている。